

公益財団法人北九州活性化協議会 賛助会員規約

(総 則)

第1条 この規約は、公益財団法人北九州活性化協議会（以下「協議会」という）の定款第38条に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 協議会の趣旨に賛同し、賛助会費を納入したものを賛助会員とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、個人会員1口年額5,000円、法人会員1口年額10,000円とし、法人会員は原則として3口とする。

(加入手続)

第4条 賛助会員の加入手続は、申込書に次の事項を記入し、協議会事務局に提出するものとする。

- (1) 住 所
- (2) 氏 名（法人の場合は事業所の名称及び代表者名）
- (3) 申込年月日
- (4) 口数、金額

(納入方法)

第5条 賛助会費は、原則として毎年4月に年額を一括納入するものとする。

2 協議会の事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）の途中で入会する場合はその年度に限り入会時に年額を納入するものとする。

(会費の用途)

第6条 会費は毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。但し、協議会の運営のため管理費（法人会計）が不足する場合は評議員会の議決により50%以下とすることができる。

(賛助会員へのサービス)

第7条 協議会は、賛助会員に対し、次のサービスを行う。

- (1) 会報の配布
- (2) 講演会、セミナー、シンポジウム等への参加
- (3) 活性化に関する資料の紹介、斡旋
- (4) 協議会の事業活動に関する情報の提供

(規約の変更)

第8条 この規約は、理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規約は、平成元年4月1日より施行する。

付 則

この改正規約は、平成23年9月1日より施行する。

付 則

この改正規約は、平成26年1月20日より施行する。